

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）について、避難により申立人夫の持病が悪化したこと及び申立人子が精神疾患を発症したことを考慮し、平成30年2月分までの生命身体的損害として、申立人夫に係る入通院慰謝料並びに申立人子に係る入通院慰謝料及び通院付添費等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1（以下「X1」という。）、申立人X2（以下「X2」という。）、及び申立人X3（以下「X3」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金183万6700円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の各損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立および内容を証するため、申立人ら及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年6月26日

（仲介委員 中條高昭）

別紙

損害項目			期間	和解金額	
項目	中項目	小項目			
X 1分	生命 身体 的 損害	〇〇市立医療セ ンター関連	入通院慰謝料	平成 28 年 9 月 20 日～ 平成 30 年 2 月 20 日	109,200
			交通費	平成 28 年 9 月 20 日～ 平成 30 年 2 月 20 日	13,860
			証明書取得費用	平成 30 年 4 月 2 日、 平成 30 年 4 月 24 日	16,200
	〇〇内科関連	証明書取得費用	平成 30 年 3 月 5 日、 平成 30 年 3 月 26 日	15,000	
小計				154,260	
X 3分	生命 身体 的 損害		入通院慰謝料	平成 23 年 5 月 7 日～ 平成 30 年 2 月 15 日	1,497,200
			交通費	平成 28 年 12 月 27 日	860
			付添交通費	平成 24 年 9 月 14 日～ 平成 25 年 11 月 1 日	49,080
			通院付添費	平成 28 年 3 月 7 日～ 平成 30 年 2 月 15 日	135,300
小計				1,682,440	
和解金額合計				1,836,700	